



記者発表資料 1枚

令和7年8月27日
福島県土木部道路計画課
福島県道路公社

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する あぶくま高原道路の無料措置」適正化措置（中型トラックの除外）について

原発事故による警戒区域等からの避難者に対し、生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に実施しているあぶくま高原道路の無料措置について、制度趣旨に合った適切な利用となるよう、国土交通省の適正化措置と同様に令和7年夏頃から、中型車のうちトラックタイプの車両を無料措置対象から除外することを発表していたところです。

この度、中型車のうちトラックタイプについて、令和7年9月1日（月）より本措置の適用除外とすることとしましたのでお知らせします。

記

1 今回変更の内容

高速道路料金の車種区分が「中型車」のうち、自動車検査証の「用途」に「貨物」と記載されている車両は、本無料措置の対象から除外されます。

（例：トラック、トレーラーヘッド 等）

なお、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下で、

- ・乗車設備と荷台に仕切りがないもの（例：ワンボックスバン）
- ・乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの（例：ピックアップトラック）

の車両は、引き続き無料措置の対象になります。

【問い合わせ先】 土木部道路計画課（担当者） 総括主幹兼副課長 紺野 和也
TEL 024-521-7467（内線 3555） FAX 024-521-7951
福島県道路公社（担当者） 事務局長 小椋 洋一
TEL 0248-41-2171 FAX 0248-41-2174